

令和9年度 玉川学園 常勤講師募集要項

令和8年6月

職 種	玉川学園常勤講師（教科・校務担当）
募集人員	養護1名
採用予定日	令和9年4月1日
勤務先	玉川学園高等部・中学部・小学部（本学 Secondary Division） ※Secondary Division：6年～12年担当
応募資格	1. 養護教諭免許状および看護師免許の取得者または令和9年3月までに取得見込みの者 2. 本法人の教育方針を理解、賛同し、教育に対する情熱があふれ、明朗、潤達で心身ともに健康な者 3. 学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者
勤務条件	雇用期間：期間の定めあり（令和9年4月1日～令和10年3月31日） 契約更新：本学園が業務上必要と認めた場合、最長3年を限度として更新することがある。 ※本学園の事情および任期中の勤務状況等によって、次年度以降専任教諭として登用する場合がある。 契約更新の条件：学校法人玉川学園常勤嘱託規程に定める基準を勘案して判断するものとする。 勤務内容：契約に基づいた高等部、中学部、小学部の養護教諭としての業務および校務（変更の範囲：変更なし） 勤務時間：月～金曜日 8:10～（最長）17:50（曜日により変動あり、週40時間以内） 所定時間外労働：月42時間の範囲において、職制上の長が命じることがある。 休 日：日曜・土曜・祝日、冬期一斉休暇、8月1日から8月31日までの期間（夏期一斉休暇を含む。）および3月20日から3月31日までの期間 ※本学園の年間行事計画によっては、その限りではない。 休日勤務：職制上の長の命令により、休日の振替出勤を行うことがある。 休 暇：年次有給休暇、慶弔休暇等
待 遇	給 与：本学規程による（25歳例：給与月額294,200円）※ 交 通 費：本学規程により月5万円以内で定期代を支給 ※ 社会保険：私立学校教職員共済制度（健康保険）、厚生年金、労災保険、雇用保険 ※給与、交通費については令和8年度実績
応募方法	1. 提出書類： （1）履歴書・自己紹介書＜本学指定様式＞（自筆でコピー不可、写真貼付） （2）卒業証明書または卒業見込証明書（大学院修了（予定）者は修了証明書または修了見込証明書も含む） （3）成績証明書（大学院修了者は大学院の成績証明書も含む） （4）教員免許状または取得見込証明書（旧免許状所持者で更新講習修了者／免除者／延期者は証明書の写しも含む） （5）看護師免許状または取得見込証明書の写し （6）任意：推薦書＜本学指定様式＞（原則、新卒者は指導教授、既卒者は上司による推薦） ※本学指定様式は、本学ウェブサイトからダウンロードしてください。 https://www.tamagawa.jp/introduction/person/k12.html ※提出書類は返却いたしませんのでご了承ください。 2. 提出期限： 令和8年7月3日（金）簡易書留・必着 3. 送付先：〒194-8610 東京都町田市玉川学園 6-1-1 玉川学園 学園教学部学園教学課 採用担当宛 ※封筒に「教員採用応募書類（常勤・養護）」と朱書きで明記し、簡易書留により郵送してください。

選考方法	<p>1. 書類選考：令和8年7月7日（火）結果発表</p> <p>2. 一次試験<口頭試問>：令和8年7月10日(金)～17日(金)頃（予定） ※一次試験実施時に、教育職員免許状または教育職員免許状授与証明書の原本の提示（取得見込み者を除く）、および誓約書の提出をしていただきます。</p> <p>3. 最終試験<論文試験、個人面接>：令和8年7月下旬（予定） ※書類選考の結果は、通過者のみに電子メールでご連絡します。 ※試験の日時等詳細は、各試験の合格者に電子メールでお知らせします。 なお、試験日については、出願状況等により変更となる可能性がございます。 ※応募状況に応じて、募集期間を変更する可能性がございます。</p>
個人情報	<p>提出いただいた個人情報は、採用選考のみに使用し、本学の個人情報保護方針にもとづき適正に取り扱います。詳細は本学ウェブサイトでご確認ください。 https://www.tamagawa.jp/introduction/person/k12.html</p>
募集者	<p>法人名：学校法人玉川学園 理事長：小原 芳明</p>
受動喫煙対策	<p>屋内禁煙、敷地内分煙（屋外）</p>
問い合わせ	<p>玉川学園 学園教学部学園教学課 Tel：042-739-8928（平日 9:00～17:00） Email：k12affairs@tamagawa.ed.jp</p>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「子ども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、子ども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 <p>※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。</p>